

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第3回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和4年10月13日(木) 午後1時58分から午後4時8分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び欠席者	出席者：坂野委員長、清委員、中澤委員、石川委員、原田委員 欠席者：栗原副委員長 事務局：行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：子ども子育て支援課長、子ども子育て支援課子ども家庭支援センター係長、保険年金課長、保険年金課医療費適正係長、保険年金課後期・年金係長、スポーツ振興課長、スポーツ振興課スポーツ振興係長
報 告 事 項	令和4年度第2回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 事務事業の外部評価について 「No.9 子どもショートステイ事業」、「No.3 人間ドック等助成事業」及び「No.14 スポーツ少年団支援事業」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第1回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価(修正案)及び第2回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確認し、以下のとおりとした。 ○No.10 市内循環バス運行経費補助事業 … 原案のとおりとした。 ○No.4 創業支援事業 … 原案のとおりとした。 ○No.13 地域未来塾事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.11 巡回相談員配置事業 … 原案のとおりとした。 ○No.12 英語検定事業 … 原案のとおりとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項 令和4年度第2回行政評価委員会の会議結果について 令和4年度第2回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。  【質疑・意見等】 ○ 特になし。

議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No.9 子どもショートステイ事業

○ 子どもショートステイ事業の概要及び内部評価について、説明をお願いします。

● それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』10ページの事務事業評価調書に沿って説明する。

本事業は、児童福祉法第6条の3第3項及び子ども・子育て支援法第59条に基づき、平成22年度から実施しており、保護者が家庭において、児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に当該児童を保護することが必要な場合等に養育及び保護を行うことを目的としている。

事業内容については、食事の提供及び身の回りの世話、遊び、学習等の生活指導、通園及び通学の援助等であり、児童養護施設を有する社会福祉法人に委託して実施している。

評価指標については、武蔵村山市第五次長期総合計画における指標設定と同様に、子どもショートステイの延べ利用日数を指標としており、令和7年度の目標値150日に対し、令和2年度は148日、令和3年度は149日としている。

事業費については、令和2年度において、出産によるショートステイ利用者が増加したため事業費が増加したが、令和3年度は、当該利用がないため減少している。

続いて、所管課の評価について説明する。

まず、事業の妥当性については、先に説明したとおり、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、夜間放置等の児童虐待防止、要保護児童の緊急保護を目的としているため、市の関与は必要であり、市民のニーズに適合しているとしている。また、市民との協働については、非該当としている。

続いて、有効性については、虐待防止や緊急保護を目的としていることから、廃止・休止した場合の市民への影響は大きいとしている。

受益者負担については、ショートステイに係る利用単価を世帯の市民税の課税区分ごとに設定し、課税世帯は宿泊3,000円、日帰り1,500円、非課税世帯は宿泊1,500円、日帰り750円、

生活保護受給世帯は宿泊、日帰りともに無料、食事代は全世帯一律400円としており、多摩26市における宿泊の平均利用料は3,176円であることから、適切であるとしている。

施策への貢献度については、武蔵村山市第五次長期総合計画に掲げるまちづくりの理念の一つである「みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり」に合致しており、適切であるとしている。

続いて、効率性については、既に社会福祉法人への委託を実施しているため、民間委託等は可能かについて非該当としている。

また、現況において市内の児童養護施設は一か所のみであることから、事業費の更なる削減は困難であるとしており、他に類似事業がないことから、統合は困難としている。

次に、令和3年度の実績について説明する。

令和3年度は、ショートステイの延べ利用日数80日、延べ利用者数37人、実利用者数6人であった。延べ利用者の課税区分の内訳としては、宿泊利用者33人のうち、課税世帯が7人、非課税世帯が11人、生活保護受給世帯が15人であった。また、日帰り利用者4人のうち、課税世帯が1人、非課税世帯が3人であった。主な利用理由については、母親の就労が22人、育児負担軽減が13人、母親の入院が2人となっている。

事務事業の推進に当たっては、真に本事業の利用を必要とする児童が適切に利用することができるよう、事業の普及啓発を図るとともに、児童だけでなくその家庭全体への支援を念頭に、子ども家庭支援機能を活用して潜在的なニーズを引き出し、本事業の利用に結び付けることが課題であると考えている。

今後の方針については、先に説明したとおり、本事業は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童の養育や保護を行うことを目的としていることから、今後も引き続き事業を実施する必要があると考え、現状維持としている。

所管課からの説明については、以上である。

#### 【質疑・意見等】

- 本事業の目的にある一時的な保護とはどのようなものをいうのか。
- ショートステイを利用する児童が、健康であるという前提のもと、施設で一時的に預かり、食事や遊び、身の回りの世話等、児童の養育の支援を行うものである。
- 他に類似事業はないとのことだが、そもそも児童福祉法で規定される事業は地方公共団体の責務として実施すべきであると思料する。そのような事業が他にないという理解でよいのか。
- 緊急一時的に保護するという内容の類似事業はないと考えてい

る。

- 児童虐待などは他の事業や制度で救済されるという理解でよいのか。
- 虐待などへの緊急的な対応としては、児童相談所が職権で行う一時保護がある。  
本事業はそれとは異なり、保護者からの相談を受け、申込みにより児童を一時的に預かるものである。
- どのような手続で実施されているのか。
- 児童相談所が行う強制的な保護ではなく、申込制で実施しているが、自身で申し込むことが困難な保護者に対しては、職員が支援し、本事業の利用につなげることもある。
- 虐待などに対する児童保護の中心を担うのは児童相談所であるが、虐待防止や育児負担の軽減のため、相談を通じて各家庭のニーズを捉え、本事業の利用を促すという理解でよいか。
- そのとおりである。
- どのような理由で利用されているのか。
- 保護者の疾病や出産、夜間の就労、冠婚葬祭などが挙げられる。また、育児の負担が重なるなど保護者が疲労の限界を感じた際に、一時的に児童と離れて休養をとらせるレスパイトという措置として、本事業を利用してもらうこともある。
- レスパイトとそれ以外の理由による利用の割合や推移について伺いたい。
- 令和3年度における利用の理由の割合については、保護者の夜間就労等が全体の7割、レスパイトが3割である。令和2年度についてもおおむね同等の割合であるが、年度によって家庭の状況は異なると思われる。
- ひとり親家庭が増えると、需要も高まり、その比率も変化することが予想される。長期的な利用の傾向として、ひとり親家庭が増える傾向なのか、それともレスパイトが増える傾向なのか。
- 主観的には、昨今の家庭環境の複雑化等により、ひとり親家庭の利用が増えており、また、養育困難家庭等への支援の件数も増加しているため、レスパイトについても増えている傾向が見られる。
- 利用の理由として冠婚葬祭が挙げられていたが、それは家庭の事情であり、本事業の趣旨である、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難となる場合にどう結び付くのか。
- 近親者の葬儀で保護者が喪主を務める場合など、葬儀の間は児童の世話ができないということを想定しており、緊急的な保護ではなく安全な場所で児童を預かるという子育て支援サービスの意味合いが強い。
- 冠婚葬祭のための利用も可能と市民に周知しているのか。
- 周知している。
- 両親や祖父母がいる家庭から冠婚葬祭や就労を理由に申込みがあった場合は、家庭への面接等を実施した上で、利用の可否を決定するのか。
- そのとおりである。委託先の児童養護施設で保有するベッド数が

限られているため、申込みにより即時に利用できる方法ではなく、各家庭の実情を確認し必要性を判断している。

○ 面接に十分な時間をとることができないような緊急性を伴う場合にも対応できるのか。

● 各家庭へのケースワークを通じてニーズを把握した段階で委託先にベッド数を確認し調整しており、必要時に直ちにサービス利用につなげられるよう対応している。

○ 実際に、緊急的に利用したいという申出に対応した実績はあるのか。

● 一例として、昨年末に、母親が体調不良で療養を必要とした際に相談を受け、実情を確認した上で、委託先と調整し緊急一時的な利用につなげた事例があった。

○ ひとり親家庭の児童が継続的に利用するなど、サービスを利用する家庭が固定されているのではないか。

● 御指摘のとおり、非課税世帯や生活保護受給世帯の家庭が連続して利用することがある。

○ そのような状況で、緊急的に利用が必要となった家庭にサービスを提供できるのか。

● 現在までに申込みを断った事例はない。しかし、需要が高まった場合には、緊急性や必要性を十分に鑑みて、利用者を選定する必要があると考えている。

また、夜間に就労している保護者が継続的に利用する中で、今後の養育について助言し日中の就労に切り替えたという事例もあるため、本事業は子育て支援策として有効だと考えている。

○ 問題を抱える家庭を把握しているのか。

● 虐待に限らず、養育が困難である家庭について、学校、保育園等の関係機関からの情報も勘案しながら、ニーズを捉えて支援しているところであり、現在およそ300ケースの家庭を支援している。また、そのような家庭では、児童の夜間放置や、児童が食事を十分にとれないという事態が発生することもあるため、積極的に本事業の利用を勧めている。

○ 課題として事業の普及啓発が挙げられているが、現在の取組と今後の方針を伺いたい。

● 普及啓発については、ホームページ、市報、年1回発行する保健衛生情報の冊子、子育て応援ガイド等を活用しているが、全ての市民に行き渡るかという点では課題が残ると考えている。また、各家庭へのケースワークを通じて、ニーズを把握しながら、必要な家庭には直接案内している。

○ 保護者からの相談や申請を待つだけでなく、積極的に働きかけているという理解でよいか。

● そのとおりである。

○ 事業費の内訳と各年度の国都支出金の増減理由について伺いたい。

- 事業費の内訳としては、委託先の児童養護施設が保有するベッドを確保するための固定費と、利用実績に応じて負担する費用があるため、利用実績があるほど補助額が高くなる。
- 本事業の対象年齢を2歳以上12歳以下の児童と定めているが、もっと若い子どもがいる家庭にもニーズがあると思料する。
- 委託先の児童養護施設では、新生児や乳児を預かる体制が整っていないため対応は困難である。
- 緊急時のニーズに対応できる制度は他にあるのか。
- 児童相談所と随時調整を行い、任意の一時保護につなげるなどの支援を実施している。
- ショートステイ利用日数の目標設定の根拠について伺いたい。
- 武蔵村山市第五次長期総合計画における令和7年度の目標である延べ150日に合わせて各年度の目標設定をしている。
- 施設の受入体制や利用実績を勘案し目標を設定したと思料するが、その時点において、ひとり親家庭等の需要の拡大を見込んで設定したものであるのか。
- 施設の受入体制や利用実績を踏まえて設定したものであり、需要の拡大までは含めていない。
- 必ずしも需要が増えることが望ましいとは言えないが、利用実績を見たとき、ニーズにきちんと対応できているのかを確認したい。需要が高いのに供給が不十分であるならば問題である。
- ケースワークを通じて各家庭の需要を捉え、本事業の利用が必要である家庭には案内して利用につなげるよう注力しているため、供給は満たされていると考えている。  
令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者の就労制限やテレワークなどにより、家庭において児童を養育できる環境が整ったため、利用が減少したと考えている。しかし、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向にあることを鑑み、目標値と同等の利用が見込まれることが想定されるため、ケースワークを通じて各家庭の需要を把握していきたいと考えている。
- 虐待防止につながった事例はあるのか。
- 児童を深夜まで一人にすることは児童虐待の一種であるが、本事業の利用によりその予防につながっていると考えている。
- 今の話に照らすと、ショートステイの利用によって、保護者の育児負担が軽減され、親子関係の悪化を防ぐ効果が期待できると思料する。
- 本事業は、需要が高く、虐待予防などの効果を上げていることから継続することは適当であり、また、普段のケースワークを通じて各家庭の実情を捉えて支援につなげていることから、ニーズの把握方法についても評価できる。

- 緊急性が低い場合や、ケースワークを必要としない家庭に対する広報はどうしているのか。
- 先に説明したとおり各種広報手段を活用するほか、子ども家庭支援センターの相談窓口での周知の強化を図り、利用につなげている。また、当課には、母子保健係もあり、乳児や妊婦も支援しており、他の事業においても本事業を継続的に案内している。
- 保護者から本事業についての問合せを受けることはあるのか。
- 利用条件に関する問合せを受けることがあり、条件を伝えると自分は該当しないということが分かり、申請には至らないということがある。また、旅行等の本事業の目的に沿わない理由での利用希望者については断っている。
- 基準が分かりにくいいため、本事業の趣旨や利用条件などを市民に分かりやすく周知する工夫が必要である。
- これまでの話をまとめると、本事業は、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童の養育及び保護を行うことにより、児童虐待の予防などに一定の効果を挙げているため、今後も継続することが適当である。  
 また、市報等による事業の周知に加え、各家庭へのケースワーク等により需要を捉えて本事業の利用につなげていることは評価できる。  
 他方、利用できる対象者の基準が分かりにくいことや、ひとり親家庭の増加等による子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い需要の拡大が予想される中、本事業の利用を真に必要とする家庭の潜在的なニーズをいかに把握して支援に結び付けていくかが課題となっている。  
 よって、真に事業を必要とする家庭への適切な支援につなげるため、利用条件をより明確にするなど、更に事業を利用しやすくなるよう工夫改善を図り、安心して子育てできる環境づくりに寄与していくことを期待したい。

### No. 3 人間ドック等助成事業

- 人間ドック等助成事業の概要及び内部評価について、説明をお願いします。
- それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』3ページ及び4ページの補助金等評価調書に沿って説明する。  
 なお、本事業は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険で実施しているが、助成内容等が同一であるため、併せて説明する。  
 本事業は、40歳以上の国民健康保険被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療被保険者に対して、人間ドック又は脳ドックの受診

費用の一部を助成することにより、疾病等の早期発見や予防に寄与し、健康の保持増進を図ることを目的としている。また、国民健康保険においては、本助成の対象となった場合、特定健康診査を受診したものとみなしており、その受診率向上にも寄与している。

助成要件については、日本人間ドック学会が定める1日人間ドックの基本検査項目を全て満たす場合は2万円、特定健康診査の検査項目を満たす場合は1万円を助成している。

続いて、市民や議会等から寄せられた意見については、市民からは助成要件等が分かりにくいという意見が多く、先に説明したとおり、日本人間ドック学会が定める1日人間ドックの基本検査項目が一つでも不足すると助成金額が2万円から1万円に減額となるため、助成額の減額に伴う苦情がある。

次に、令和3年度における他市の状況については、人間ドック助成を実施する自治体は、国民健康保険は15自治体、後期高齢者医療保険は13自治体となっている。

続いて、補助金の交付に当たっては、被保険者が疾病等のやむを得ない事情により検査できない項目がある場合であっても、助成金額が減額となるなど、市民にとって分かりにくい制度であり、助成要件に課題があると考えている。

しかし、武蔵村山市医師会から市として統一した基準が必要であるとの指摘を受け、助成要件を定めており、当該助成要件の変更について医師会と協議したものの、医師会としての認識に変更はないとの回答があったことから、助成金交付要綱の改正には至っていない。

所管課としては、検査項目の不足等により助成できないことのないよう、市民にとってより分かりやすい助成要件とすることが望ましいと考えている。

外部評価の結果を踏まえて、再度、医師会との調整を図りたいと考えているため、御審議の程お願いする。

所管課としての説明は、以上である。

#### 【質疑・意見等】

- 評価指標の設定について、国民健康保険は受診率の増減、後期高齢者医療保険は受診者数とした理由を伺いたい。
- 国民健康保険被保険者が人間ドックを受診し、本事業の助成を受けた場合、特定健康診査を受診したものとみなすことができ、その受診率の向上に取り組んでいるため、関連する数値を目標としている。  
一方、後期高齢者医療被保険者は、令和4年度から同様の取扱いとなったが、令和3年度までは特定健康診査の受診率に加えられなかったため、受診者数を設定している。
- 人間ドック受診が特定健康診査の受診に含まれることは重要なもの



か。

- 各保険者では、特定健康診査の受診率の目標値を定めており、本市でも目標の達成に向けて注力していることから、評価指標として設定している。
- 特定健康診査の受診率の目標値があるのであれば、それを設定してもよいのではないか。
- 特定健康診査の目標値は設定しているが、目標値と実績の乖離があることから、受診率の増減を設定している。
- 例えば、受診率80%を目標として設定するのであれば、基準年度から年度ごとに目標を設定できるが、増減では最終的な目標が分かりにくい。
- 本市の助成金額は他市と比較して高いのか。
- 本市と同様の2万円を助成する市は5市あり、その他は1万4,000円、1万円、8,000円など各市で差がある。  
また、人間ドックの受診に当たり、市が運営する病院等を指定している市もあるが、本市では医療機関を指定していない。
- 人間ドック及び特定健康診査の受診者数を伺いたい。
- 令和3年度の実績では、人間ドックは175人、脳ドックを含めると184人であり、特定健康診査は5,615人である。なお、特定健康診査は、本市から医療機関へ委託料を支払い、全額公費で賄っており、被保険者は無料で受診できる。
- 特定健康診査と人間ドックの検査項目は重複するのか。
- 特定健康診査の検査項目は、人間ドックの検査項目に全て含まれている。特定健康診査は生活習慣病に特化した健診であり、検査項目が限定されているが、人間ドックについては、より多くの検査項目を受診するため疾病の早期発見に結び付く場合もある。
- 特定健康診査で不足する検査項目を受診する場合に、その分の額を助成すればよいのではないか。
- 特定健康診査の検査項目をより充実させて実施する自治体もあるが、本市の現状として、毎年人間ドックを受診する市民がいるなど本事業が定着していることから、現状の助成内容で実施している。
- 人間ドックの検査項目を統一すれば、医療機関ごとに使用する結果表も統一され、市民にとってより利用しやすいものになるのではないか。
- 検査項目の統一は必要であると思料するが、各医療機関で検査項目を決定しているため、困難である。
- 本市では、医療機関を指定せず、市外の医療機関での受診も助成対象としているが、それによって医療機関ごとの人間ドックの検査項目が統一できないと思料する。  
また、人間ドックの受診後に、市に対して受診結果を添えて申請を

行うため、市民にとっては、受診した医療機関の検査項目が2万円の助成要件を満たすかが明確に判断できず、申請後に助成金額を知ることになるため、制度が分かりにくいという苦情につながっているのではないか。

- 市民からの苦情はおおむねそのとおりの内容である。
- 2万円の助成要件を満たす医療機関を市で指定することで課題は解消されるのではないか。
- 御指摘のとおりであるが、現在まで、医療機関を限定せずに本事業を運用しているため、変更すると市民の利便性が保てない。
- 市民からはどの程度苦情が寄せられているのか。
- 1万円の助成を受けた市民が約2割いるが、ほとんどが苦情につながっている。申請した結果、2万円の助成が受けられず1万円となった事例が多く、医療機関によっては人間ドックの費用が高額であることから、助成金額が減額されると苦情になりやすい。
- 約2割の市民から苦情があるのは制度として問題がある。人間ドックの受診申込時にどの検査項目を受診すれば2万円の助成を受けられるのかが分かりにくいことが苦情につながっていると思料する。その点の周知を徹底すべきではないか。
- 市のホームページでも周知を図っているが、市民の理解の定着が進んでいない。
- 2万円の助成要件として、日本人間ドック学会が指定する1日人間ドックの検査項目である53項目の受診を挙げているが、検査項目数によって疾病の早期発見や予防に著しい差が生じるのかは疑問である。  
他市において、必ずしも53項目を指定していないことは、少ない項目でも一定の発見効果が得られると考えているものと思料する。  
一般的な人間ドックの検査項目を対象とするなどの検討をしてみてはどうか。
- 医学的な根拠がないため、現在の助成要件を変更するのは困難である。
- 他市における助成要件について伺いたい。
- 他市では1市が本市と同様の助成要件で実施している。その他は、特定健康診査の検査項目と同様か、それに他の検査項目を加えた助成要件である。
- 他市の状況を見ると、検査項目を少なく設定できる可能性はあるが、制度を変更するには医学的な根拠などの正当性が必要であり、その正当性を担保するために、医師会に判断を求める必要があるということか。
- そのとおりである。
- 市内の医療機関で検査する市民はどのくらいいるのか。

- 市内で人間ドックを受診できる医療機関は一つしかないため、その医療機関での受診か、近郊の東大和市の医療機関での受診が多い。
  - 53項目を指定している医療機関はどのくらいあるのか。
  - 調査をしておらず把握していない。
  - 助成を受けた約8割の市民が53項目の検査項目を満たす医療機関で受診していることから、助成額2万円となる医療機関とそれ以外を明記し、ホームページ等で周知を図れば、市民にも分かりやすくなるのではないかと。
  - 毎年度、医療機関ごとに実施できる検査項目が変更される可能性があるため、医療機関を適宜リスト化して周知するのは困難である。
  - 利用する市民の立場からすると、2万円を助成する制度として認識し、受診後に1万円に減額されるよりも、医療機関ごとに助成金額を区分けし、制度の利用前に周知を図るなどの方が苦情を防げると思料する。ホームページで周知する内容をもっと分かりやすく工夫改善するのが望ましい。
  - 他市では指定医療機関を設定しているので、その方法もあると認識している。
  - 今後の方向性として、医師会に働きかけて助成要件を変更するのが困難であるならば、より実現性の高い方法で改善することが望ましい。
  - 他市の水準と比較し、本市の助成額2万円は高く、優遇しすぎているのではないかと。
  - 本市の助成額は他市と比較して高い水準であると認識している。
  - 他市と比較して、本市の人間ドックの受診率は高いのか。
  - 他市における人間ドックの受診者数は把握していない。
  - 医師会のほか、日本人間ドック学会に対して、人間ドックの検査項目が、疾病の早期発見に対してどのように影響するのかを確認するのが望ましい。53項目を満たしていないものでも人間ドックとして容認している実態があるため、それを確認した上で、医師会と協議を進めた方がよいと思料する。
  - これまでの話をまとめると、本事業は、人間ドック又は脳ドックの受診に係る費用の一部を助成することにより、疾病の早期発見及び予防に寄与し、健康の保持増進を図ることを目的として実施しており、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。
- 他方、人間ドックの検査項目の違いにより助成額に差を設けているが、医療機関によって検査項目が異なっているため、助成要件が分かりにくいことなどが課題となっている。
- よって、当委員会としても、所管課の評価と同様に市民に受け入れやすい制度への見直しの検討が必要であると思料するが、検討に当

たっては、他市における助成内容、受診率等の実施状況の調査や専門的な知見を有する機関への確認等により、検査項目の違いが疾病の早期発見等に与える影響を精査した上で、より効果的な事業に発展させていくことを期待したい。

また、本事業の目的に鑑みて、より多くの市民が誤りなく適切に助成を受けられるようにするため、事業の案内を分かりやすくするなど工夫改善を求めたい。

#### No. 1 4 スポーツ少年団支援事業

○ スポーツ少年団支援事業の概要及び内部評価について、説明をお願いする。

● それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』15ページの補助金等評価調書に沿って説明する。

本事業は、武蔵村山市スポーツ少年団運営支援補助金交付要綱に基づき、スポーツ少年団の活動に要する経費の一部を補助することにより、スポーツ少年団の運営の安定を図り、本市におけるスポーツ振興及び青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的としている。

補助金の交付団体は、武蔵村山市スポーツ少年団運営支援補助金交付要綱に基づき、武蔵村山市スポーツ少年団の本部及び単位スポーツ少年団としている。

本部の事務局は一般社団法人武蔵村山市体育協会であり、補助対象とする単位スポーツ少年団の要件は、市内で活動する団体で、団員10人以上を有し、その半数以上が市民であることとしている。また、2人以上の役員等が必要とされており、営利を目的としないこと、団体の規約、会則等を有して会員の名簿を備えていること、年度の予算及び事業計画を定めていることなどがある。

加入については、1年ごとの登録制としており、加入すれば東京都スポーツ少年団にも登録される。また、募集については、年に2回、市内で活動する団体に募集チラシを郵送して広報している。

続いて、所管課の評価については、公益性、有効性及び効率性ともに見直しの余地があるとしている。

その理由として、市内には少年少女を対象として活動するスポーツ団体が数多く存在するものの、スポーツ少年団に加入する意思を持つ団体は少なく、令和3年度において38団体に対して募集したが、単位スポーツ少年団に登録した団体は2団体にとどまり、市民のニーズを捉えた補助金であるとは言い難いと考えている。

さらに、小学生が中心となり活動するスポーツ団体は、事務局として運営や事務を担う人員が流動的であり、スポーツ少年団に係る一

連の事務処理を行う体制が整わないことや、スポーツ少年団の本部についても主体的な運営がされておらず、市が介入して事務を行うこともあることから、負担が増加している。

よって、今後の方向性としては、存廃を含めた見直しを検討する必要があるため、縮小・見直しとしている。

所管課からの説明については、以上である。

**【質疑・意見等】**

- 1 団体当たりの補助金の交付額を伺いたい。
- スポーツ少年団認定育成員など資格保有者の指導者を有する場合は1 団体7 万円、有していない場合は1 団体4 万円としている。  
なお、資格保有者の指導者を有していない場合には、スタートコーチの資格取得を依頼しており、東京都で実施する講習を受講してもらうこととしている。
- 市内のスポーツ団体3 8 団体に対してスポーツ少年団への加入を募り、2 団体しか加入しなかった要因をどのように考えているか。
- 各団体に対するアンケート調査は実施していないが、スポーツ少年団に登録して活動するメリットを感じていないことなどが要因であると考えている。
- 加入するとどのようなメリットがあるのか。
- 東京都や全国のスポーツ少年団が主催するスポーツ大会への出場資格が与えられる。  
一方、補助金の交付を受ける団体は、予算の管理や運用、事業計画の作成、収支の決算報告等を行う必要があり、その事務処理の負担が大きい。また、小学生を対象とする団体は、子どもの入れ替わりと同時に保護者も入れ替わるため、継続的に事務を担える人材がいなことから、登録する団体が増えないと考えている。
- 補助金額が、スポーツ少年団の活動に要する経費に見合わず、魅力が感じられないのではないか。7 万円の補助金額は、活動するスポーツ少年団の経費の何割を占めるのか。
- 各スポーツ少年団の全体の経費は調査しておらず把握していない。なお、補助金額は、平成2 7 年度の事業開始当初から変更していない。
- スポーツ少年団数の推移を伺いたい。
- 事業開始当初から大きな変動がなく、おおむね2 団体で推移している。
- スポーツ少年団が大会で好成績を収めたなどの事例はあるのか。
- 事業開始当時から登録しているミニバスケットボールの団体は、今年度好成績を収めたと聞いている。
- 事業開始時の想定とは異なり、加入団体数が伸びなかったのか。

- お見込みのとおり、全国のスポーツ少年団が主催する大会に出場できることから、多くの団体が加入するであろうという考えで本事業を開始したところである。
- しかしながら、様々な競技において従来からスポーツ少年団に加入せずとも出場できる大会が開催されていることもあって、加入数は伸び悩んでいる。
- ミニバスケットボールなど現在活動している少年団は、その大会へ出場しているので、事業の縮小や廃止によって影響が生じるのではないか。
- 東京都のスポーツ少年団本部に確認したところ、他市のスポーツ少年団に登録を行えば、その大会への出場は可能であるとの回答であった。
- 他市のスポーツ少年団に登録する場合、団員の構成についてその市の市民がある程度の割合を満たさなければならないという要件があるのではないか。
- 補助金を交付しない場合には、他市でも登録は可能であると思われる。
- 本事業の縮小、見直しに当たっては、現在スポーツ少年団として活動している団体への影響を最小限にとどめるため、今まで参加していたスポーツ大会への参加の可否などを明確にしてから行うことが望ましい。
- スポーツ少年団を存続させるとしても、補助金の削減については検討の余地があると考えている。しかし、現在の加入団体数を勘案すると、補助金を削減して、スポーツ少年団の大会への参加権利のみをメリットとした場合に、加入団体の増加が見込めるかは疑問である。
- 他市におけるスポーツ少年団の登録数はどうなっているのか。
- 東京都内のスポーツ少年団の活動は、地方に比べて少ない状況である。また、今年度、立川市が活動を辞めたと聞いている。
- 今後、東京都の制度自体が変更される可能性はあるのか。
- その可能性はあるが、詳細は把握していない。
- 市内のスポーツ団体38団体に対してどのように本事業を周知しているのか。
- 体育協会がスポーツ少年団の本部であるが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により活動が縮小されており、広報活動はスポーツ少年団への募集チラシの配布にとどまっている。
- スポーツ振興の施策として本事業をいかすには、各団体に対する募集チラシの配布だけでなく、より積極的な周知やアプローチをすることが肝要である。
- 現在活動するスポーツ団体38団体はどのように把握しているのか。

- 学校施設の利用登録の際に名簿の提出を受けるため、そこで青少年の団体を確認している。
- 平成27年度からの青少年のスポーツ団体数の推移を伺いたい。
- 年度ごとに大きな増減はなく、おおむね35団体前後で推移している。
- 38団体の加入者数を伺いたい。
- 団体により異なるが、スポーツ少年団の登録要件の最低限を満たす10人程度の団体もあれば、20人程度の団体もある。
- 本事業に期待される効果はあまり出ていないものと思料するが、市内には常時活動している38団体のスポーツ団体があり、その活動の活性化策を検討した方がよい。
- 青少年の総数のうち、スポーツ団体に加入して活動する人数を把握し、それをどの程度増やすことを目標とするのかなど、市のスポーツ人口等を基に数値による分析を進め、市としてのスポーツ振興の方向性を明確にした上で、新たな施策を検討した方がよい。
- スポーツ振興の取組について、スポーツ団体から市のサポートが不十分であるとの話を聞いている。最近、武蔵村山市ゴルフ連盟が解散したことなどもあり、市の関与が消極的であると感じる。
- そのような認識はない。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が実施できずに活動が縮小されていたものの、令和元年度までは通常どおり事業を実施しており、教育委員会主催の事業のほか、各地区でスポーツイベントや少年野球大会なども開催していた。
- 近年、体育協会のホームページが更新されておらず、市の掲げるスポーツ振興に対する積極性が見られない。体育協会からスポーツ団体が減る要因として、市の支援が十分でないことが挙げられると思料する。
- 体育協会との連携は重要だと認識しているが、体育協会のホームページや施策に関して、その全てに介入できるわけではなく、体育協会の活動ができていないことについて、明確な理由は不明である。
- 体育協会の活動が停滞しているのであれば、その要因がどこにあるのか把握した方がよい。仮に、役員の高齢化など、現在の運営体制を継続できない理由があるならば、市のスポーツ振興を進めるに当たりどのような体制で行うべきかを検討する必要がある。また、スポーツ少年団に限らず、スポーツ振興の柱となるべき施策や、体育協会の在り方などについて、近隣市のスポーツ少年団の活動等も確認しながら検討を進めることが望ましい。
- 今後の方向性を見直し・縮小としているのに対し、令和4年度予算が増加しているのはなぜか。
- 予算編成の時期においては、新型コロナウイルス感染症の収束を

見越して、活動を強化し登録団体を増やす方針だった。

- 市民のニーズを把握することも重要だが、市としてスポーツ振興に対する方針を明確にすべきである。例えば、本市は野球が強いため、野球団体の活動の支援を強化することや、多くのスポーツ団体へ広く補助を行うなど、方向性を決めることが必要だと思料する。
- 公益性や有効性は低いと見受けられるため、縮小・見直しとする所管課の判断は妥当である。ただし、今後の施策を考えるに当たり、市としてのスポーツ振興の方針を明確にし、スポーツ振興の中核を担う体育協会の運営状況を調査することが必要だと思料する。
- これまでの話をまとめると、本事業は、本市のスポーツ振興及び青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的として開始されたものであるが、事業の開始当初から登録件数が低調であり、本事業が期待した成果に結び付いているとは言い難い状況を考慮すれば、存廃を含めた見直しの検討が必要であるとする所管課の評価に異論はない。

ただし、見直しに当たっては、現在スポーツ少年団に登録し、補助金を活用して活動している団体があることから、その影響を十分に精査した上で、慎重に判断することを求めたい。

また、今後は、他市における体育協会や青少年スポーツ団体の運営状況、それら団体への市の関わり方等を調査した上で、本市の体育協会の在り方や、青少年スポーツ団体のスポーツ活動の新たな活性化策などを検討するとともに、本市におけるスポーツ振興の方針を見直しするなど、取組を強化していくことも併せて求めたい。

## 議題 2 行政評価委員会としての意見整理

第 2 回会議で審議した事務事業 2 件の外部評価（修正案）及び第 3 回会議で審議した事務事業 3 件の外部評価（案）について提示した。

### No. 1 0 市内循環バス運行経費補助事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

### No. 4 創業支援事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

### No. 1 3 地域未来塾事業

- 「他方、学習支援員の確保が課題となっているが、その募集方法は学校によって異なっていることや、参加者の選出方法や実施期間な



